**社会福祉法人京都ライトハウス後援会規約**

（名称）

第１条　本会は、社会福祉法人京都ライトハウス後援会（以下「後援会」という。）と称する。

（目的）

第２条　後援会は、社会福祉法人ライトハウス（以下「ライトハウス」という。）が行う寄付金確保活動を支援し、もってライトハウス事業の充実・発展を図ることを目的とする。

（事務所）

第３条　事務所は、ライトハウス内に置く。

（会員）

第４条　第２条の目的に賛同する者及び団体をもって会員とする。

２　会員は、ライトハウスに対し、賛助金（寄付金）を納入することができる。

（役員）

第５条　後援会に次の役員を置く。

⑴　理事

⑵　監事

⑶　顧問

（役員）

第６条　役員は次の通りとし、任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

⑴　理事　　１５名から２５名

⑵　監事　　２名

⑶　会長　　１名　理事の互選により決定する。

⑷　副会長　１名　会長の指名により決定する。

⑸　顧問　　若干名

(理事会）

第７条　理事は、理事会を構成する。

２　理事会は、会長の招集により開催する。ただし、会長が欠けたとき、会長に事故があるとき又は会長の選任前であるときは、各理事が招集する。

３　理事会は、後援会の運営に関し、重要な事項について協議し、決定する。

４　理事会は、理事の半数以上の出席がない場合は開催することが出来ない。この場合において、委任状が提出されたときは出席したものとみなす。

５　理事会に議長を置き、会長を議長とする。ただし、会長が欠けたとき、会長に事故があるとき又は会長の選任前であるときは、理事会に出席した理事の互選により議長を選出する。

（運営）

第８条　会務

⑴　会長は、会務を統括し、会の円滑な運営を図る。

⑵　副会長は、会長に事故あるときは、代理として会務を統括する。

⑶　監事は、後援会運営及び財務会計を監査する。

⑷　顧問は、理事会に出席して助言を与えることが出来る。

２　財務

会の運営に要する経費は、ライトハウスに対する会員からの賛助金の一部をもって充てる。

（会計年度）

第９条　会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

付則

１　この規約は、平成８年２月１５日から施行し、平成８年６月３日から適用する。

２　この規約は、平成２２年１２月１日から改訂施行する。

３　この規約は、平成２９年４月１日から改訂施行する。

４　この規約は、令和２年２月１日から改訂施行する。

内規

旅費　理事会開催時における交通実費として、１回につき３，０００円を支給する。